

授業料後払い制度について

2024年度より、国内の大学院修士課程（通信教育課程を含む）の学生を対象とした国による「授業料後払い制度」が新たに創設されました。

在学中の授業料を授業料支援金として国が立て替え、修了後の所得等に応じて学生が独立行政法人日本学生支援機構に返還する制度です。併せて生活費奨学金として月額20,000円又は40,000円の貸与を受けることが可能です。

本制度は日本学生支援機構第一種奨学金との併用はできません。第二種奨学金との併用は可能です。また、保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となります。

本制度の詳細については、以下をご確認ください。

- [文部科学省奨学金事業の充実](#)
- [文部科学省制度に関するQ&A \(PDF\)](#)
- [日本学生支援機構授業料後払い制度](#)

-----注意事項-----

- ・ 本制度は今後詳細が決定される予定であり、制度内容に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。最新情報は、上記の各サイトをご確認ください。

目次

支援内容	2
対象者	2
2025(令和7)年度入学予定者の申請方法	3
出願から申請までの流れ	4
問い合わせ先	4

支援内容

授業料後払い制度による支援は、日本学生支援機構の第一種奨学金の枠組みを利用して学生に貸与されるため、基本的に第一種奨学金の貸与を受けるときと同様の手続きが必要となります。支援の終了後は、奨学金として返還が必要です。また、第一種奨学金と同様に、優れた業績による貸与奨学金返還免除制度の対象となります。

01. 授業料支援金(無利子)

授業料支援金は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。
(上限額:年間776,000円)

-----注意事項-----

- ・ 実際の授業料として本学が指定した額となるため、上限額より少なくなることがあります。
- ・ 対象は授業料のみです。
- ・ 授業料支援金の上限を上回る授業料や、入学金、その他の学費(研究指導料、スクーリング受講料)等は、支援の対象外となるため、入学手続きにおいては、所定の方法・期日での納入が必要です。
- ・ 貸与額(修了後の返還額)は、本学が指定した額に機関保証に係る保証料相当分を加えた額となります。

02. 生活費奨学金(無利子)

生活費奨学金は、月額20,000円または40,000円(選択可)が学生本人に振り込まれます。

-----注意事項-----

- ・ 実際の振込額は選択した額から保証料を差し引いた額となります。
- ・ 生活費奨学金のみの貸与を受けることはできません。
- ・ 生活費奨学金は希望しないことも可能です。

対象者

2025年度以降に大学院修士課程に入学する学生が対象です。入学年度により、申請可能な時期は異なります。なお、申込資格・学力基準・家計基準(本人の年収が300万円程度以下であるなど)については、日本学生支援機構第一種奨学金と同様となります。

第一種奨学金の各基準については、必ずご自身で以下をご確認ください。

→ [日本学生支援機構第一種奨学金](#)

2025(令和7)年度入学予定者の申請方法

2025(令和7)年度に本学大学院通信教育部に入学予定の者で、かつ本制度への申請を希望する場合は、以下の書類を所定の提出期限までに提出してください。

なお、本制度への申請を希望する者は、入学前に必要書類を提出した後、入学後に改めて本制度への申請手続きが必要となります。

● 提出書類

ダウンロード	授業料後払い制度申請書(PDF)
--------	----------------------------------

● 提出方法

出願時に出願書類に「授業料後払い制度申請書」を同封し、提出してください。

● 提出期限

各回の出願書類受付期限までに提出してください。出願スケジュールの詳細は学生募集要項をご確認ください。

-----注意事項-----

- ・ 出願書類と別での提出は、原則受付いたしません。
- ・ 提出期限後の提出は、原則受付いたしません。
- ・ 試験に不合格となり、別の回で再度出願する場合、「授業料後払い制度申請書」も再度提出してください。
- ・ 出願時に授業料後払い制度を希望しなかった方で、出願書類提出後、入学手続までに授業料後払い制度を利用したい事情が発生した場合には、速やかに武蔵野大学通信教育事務課までご連絡ください。ご相談いただく時期によっては、入学年度の授業料には本制度を利用することはできません。
- ・ 提出期限後に履修科目の変更が生じた場合は、原則として本制度を利用することはできません。
- ・ 入学時納入金を支払った後、遡って本制度を利用することはできません。

出願から申請までの流れ

- ① 出願時に「授業料後払い制度申請書」を出願書類に同封し、提出してください。
- ② 合格者には、合格発表日の翌々日を目安に「入学手続書類」を出願時に登録された住所へ発送します。記載の内容に沿って入学手続を進めてください。授業料以外の納入金を期日までにお支払いください。
- ③ 入学後、本学通信教育事務課からの案内に沿って、日本学生支援機構へ授業料後払い制度の申請を行ってください。なお、本学通信教育事務課からの案内はWBT(通信教育システム)内で行う予定です。

-----注意事項-----

- ・ 入学後に本制度を申請しなかった場合や、申請の結果「不採用」となった場合、また、本制度への申請をする前に学籍異動が発生した場合には、本学の案内に従って速やかに学費のお支払いをお願いします。

問い合わせ先

武蔵野大学 通信教育事務課 奨学金担当

〒202-8585 東京都西東京市新町 1-1-20

TEL 042-468-3482 (平日9:00~17:00)

E-Mail dtsushin@musashino-u.ac.jp